

暴力団排除に関する誓約書

(あて先) 下関市長

申請者

所在地

商号又は名称

代表者

印

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。また、競争入札参加有資格承認後においても該当しないことを併せて誓約し、この誓約について事実と相違することが判明した場合は、競争入札参加資格を有する旨の決定の取消し、指名停止、契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 代表役員等、一般役員等又は申請者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）である。
- (2) 代表役員等及び一般役員等又は使用人が、業務に関し不正に暴力団又は暴力団員若しくは暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用している。
- (3) 代表役員等及び一般役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えている。
- (4) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (5) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしている。
- (6) 市が発注した物品売買及び業務委託等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結している。
- (7) 市が発注した物品売買及び業務委託等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしている。